

令和5年度相談支援従事者指導者養成研修会

PGD-5 相談支援の充実・強化と都道府県による市町村支援

PG D-6 相談支援従事者養成研修の実施と管内の相談支援体制整備 の内容を含む

厚生労働省 社会·援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活·発達障害者支援室

相談支援専門官藤川雄一

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本科目の目的、講義の流れ

本講義は、都道職員として障害児者の相談支援や(自立支援)協議会に係る事務を担当するにあたり、踏まえておくべき施策の動向や業務の内容や留意点についての理解を深めることを目的として行う。

講義の流れ

はじめに - 【復習】相談支援とは-

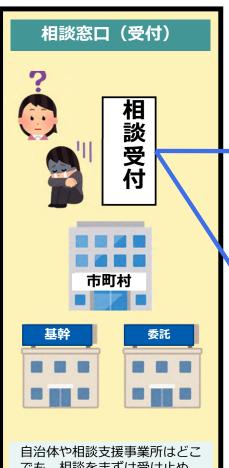
- 1. 相談支援の現状と課題
- 2. 相談支援の今後の方向性
 - 2.1 令和4年障害者総合支援法等一部改正の全体像
 - 2.2 相談支援に係る改正事項と地域の相談支援体制整備【総論】
 - 2.2.1 基幹相談支援センターの設置促進【各論①】
 - 2.2.2 基幹相談支援センターの地域の相談支援体制における中核的な役割と(自立支援)協議会に係る改正事項【各論②】
 - I. 相談支援の質の向上に向けた取り組み -人材育成を核とした相談支援体制整備-
 - Ⅱ. 「地域づくり」と(自立支援)協議会
- 3. 相談支援における都道府県の役割

はじめに

【復習】相談支援とは



相談支援の流れ(イメージ)

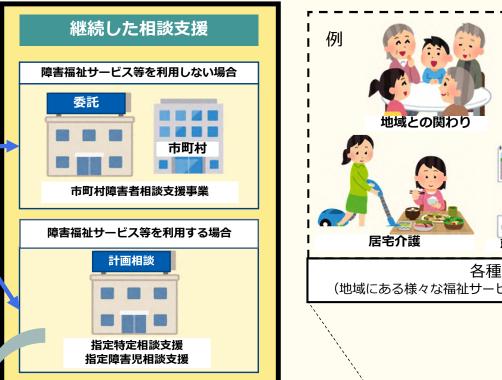


自治体や相談支援事業所はどこでも、相談をまずは受け止め、 丁寧に話を聞き、相談の内容を 整理します。

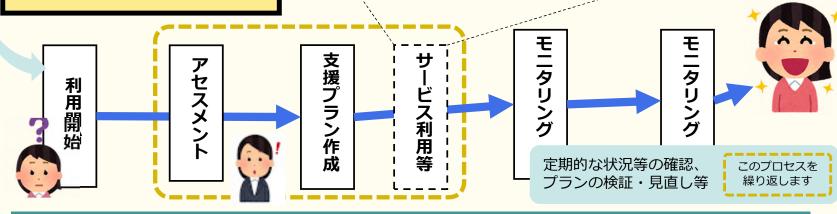
他機関等による支援が適切である場合には、その機関に丁寧に つなぎます。

どこに相談してよいかわから ない場合は、市町村か基幹相 談支援センターにまずは相談 します。

相談は本人のみならず、家族・親 族や地域住民、関係機関等からの 相談も受け付けます。







計画相談以外であっても相談支援専門員は原則としてケアマネジメントの技法を用いて支援を行います。

①ケアマネジメントを提供することを基本としながら、その過程で(並行して)、

②面談や同行等をしながら、不安の解消や本人が前向きになったり、主体的に取り組む方向に向けた働きかけ等を行うこと、本人の希望する暮らしのイメージを具体化するための取組等を行います。(エンパワメント・意思決定支援) ③利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともあります。

このように支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に伴走します。

相談支援専門員に求められる多職種連携

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。

個別の支援における関係機関の連携

地域における連携体制の構築





サービス等利用計画、個別支援計画、 各機関の作成する支援計画等

○各支援機関が必要とする情報の相互提供



○利用者の支援を協働で検討 する会議等の開催・参加

サービス担当者会議の開催と必要な関 係機関等への参画依頼

障害福祉サービス事業所等の個別支援 会議や医療機関の実施するカンファレ ンス等への参画

オンラインの利活用も可能





○地域の関係機関の把握

一覧できるリスト化する等により、地 域の関係機関を把握。

○顔の見える関係づくり

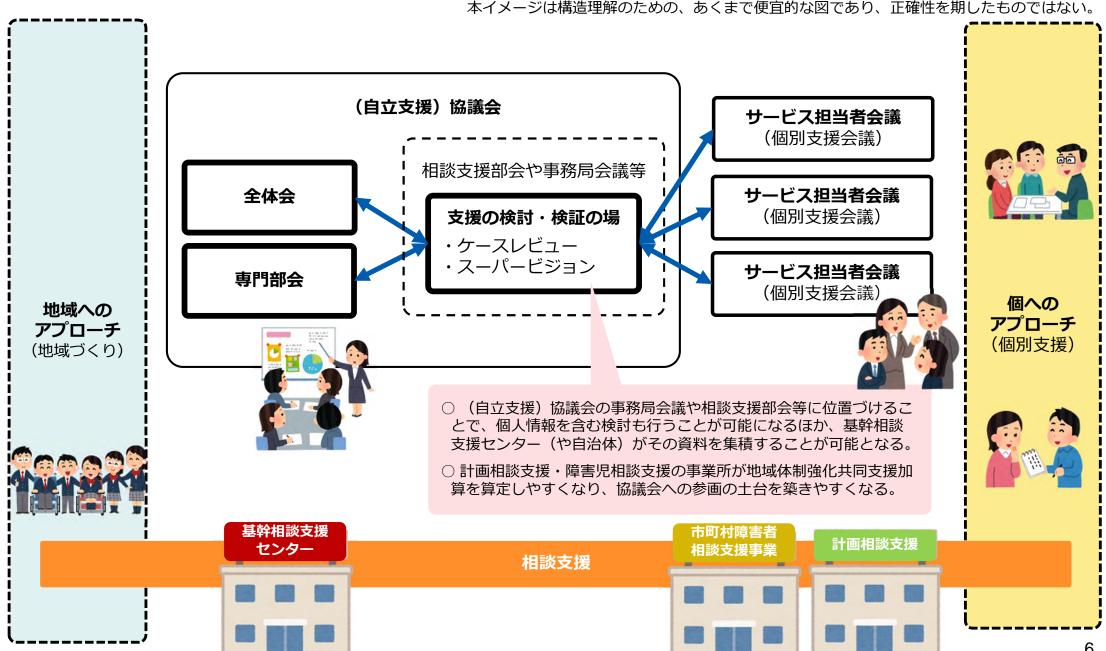
地域の関係機関を単に把握するだけで なく、連携の核となる担当者や相手方 の特長等について理解するほか、可能 な限り顔の見える関係構築を図る。 ○地域課題の検討や解決に向けた取組の実施

本人・家族や相談支援事業所のみならず、各分野の関係機関や関係者、地域の関係者も参画した協議や課題解決に向けた具体的な取組の実施。

(自立支援)協議会や重層的支援会議等の活用、 地域の事業所の連絡会等への参加等

地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり(イメージ)

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



相談支援の現状と課題



障害児者相談支援の今後にむけて

課題



相談支援の質の向上等



目指すもの

持続可能な 地域生活の支援

【前提はインクルージョン】



(精神科病院や入所施 設等からの)

地域移行

高齢化

障害の重度化

医療的ケアの必要 な児者の増加

自然災害の増加

体制整備

- ・各相談支援事業における機能等強化
 - ・指定事業:報酬改定(基準改正等含む)
 - ・基幹相談支援センターの設置促進、中核としての機能の強化
- ・地域での多職種協働体制の推進
 - ・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者や他職種・他分野等との連携、協働
 - ・医療、福祉、労働等他分野との連携
 - ·重層的支援体制整備事業
- 「地域づくり」の推進(「個から地域へ」を基盤としながらの)
 - ・協議会の活性化、相談支援事業所等の参画
 - ・インクルージョンも意識した地域の多様な資源へのアクセス・新たな取組
- ・地域生活支援の推進
 - ・地域生活支援拠点等の整備
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
- ·実地教育(OJT)の推進
- ・地域での支援の検証(検討)の推進

権利擁護 意思決定支援

- ・初任者・現任研修カリキュラム改定
- ·主任相談支援専門員創設(そのための養成研修含め)
- ・専門コース別研修の見直し、コースの追加

人材育成

障害者の尊厳の 確保、社会参加 等

> 共生社会の 実現

障害福祉分野における相談支援の歴史

【第1段階】障害福祉分野における相談支援の誕生

障害者 ² ケアマネ ジメント 従事者

初任者研修はこの事業の従事者養成研修 の流れを汲む 市町村障害者相談支援事業(身体)

障害児(者)地域療育等支援事業(知的)

精神障害者地域生活支援事業(精神)

障害者等の福祉に関する 様々な課題についての相 談支援(ケアマネジメン トの技法により支援)

障害福祉サービス等を 利用する者に対し、ケ アマネジメントを給付

【第2段階】相談支援の法定化(障害者自立支援法)

指定相談支援事業に配置 される職種として規定 【実務経験+研修修了が要件】 【現任研修による資格更新要】 談

市町村障害者相談支援事業 (地域生活支援事業)

指定相談支援事業

協議会

【第3段階】「相談支援の充実・強化」(障害者自立支援法改正法以降)

援専門

昌

支

量に加えて質の向上

⇒ 相談支援の質の向上に向けた検討会 H28~R1

基幹相談支援センター (地域生活支援事業) 市町村障害者相談支援事業 (地域生活支援事業) 指定特定相談支援事業 (計画相談支援)

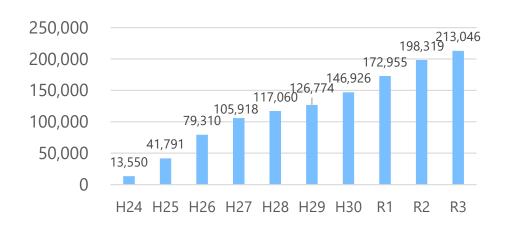
指定障害児相談支援事業 (障害児相談支援)

指定一般相談支援事業 (地域相談支援) (自立支援)

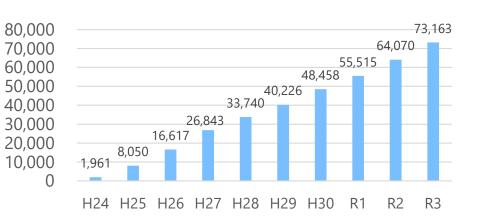
法定化

主任 相談 専門

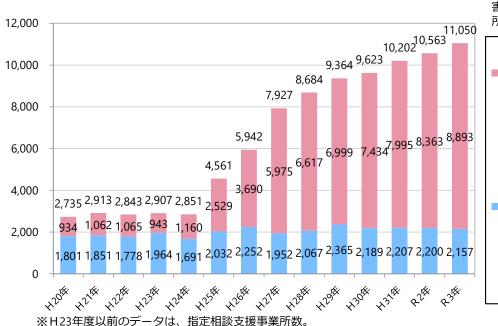
計画相談支援利用者数の推移(一月平均(人))



障害児相談支援利用者数の推移(一月平均(人))

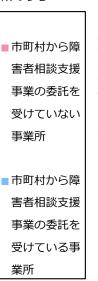


指定特定・指定障害児相談支援事業所数(経年比較)



※H23年4月1日の指定相談支援事業所数は、被災3県を除くデータ。

指定特定・指定障 害児相談支援事業 所のうち



指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている



※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。

※H23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。

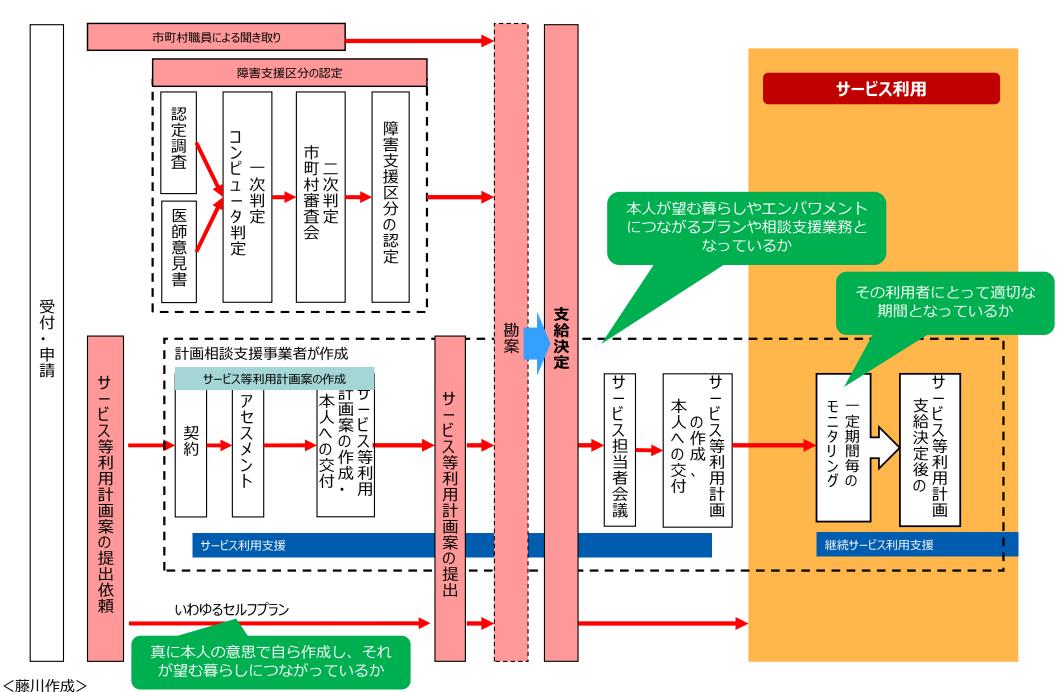
※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、

指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、

指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

10

支給決定プロセスと計画相談支援給付費の関係性(イメージ)



○適切なモニタリング頻度の設定(計画相談支援、障害児相談支援)

- 施行規則で示すモニタリング実施標準期間は、市町村が決定する際の勘案事項のひとつであり、**モニタリング(継続サービス利** 用支援・継続障害児支援利用援助)の頻度は利用者の状況等に応じ、個別に適切に設定する必要がある。
- しかし、モニタリング実施標準期間により一律にモニタリング頻度を決定している例がある等の指摘があることから、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を明示。
 - ⇒ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2 (令和3年4月8日) 問38 介護介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)

に記載

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

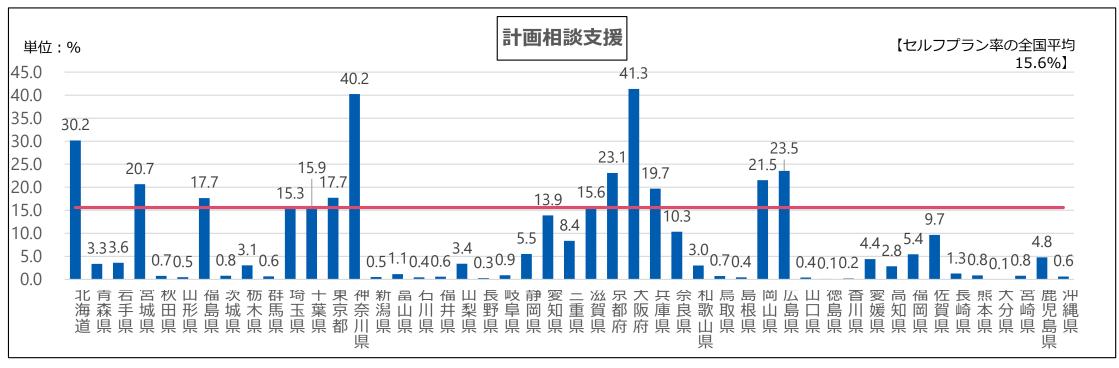
(具体例)

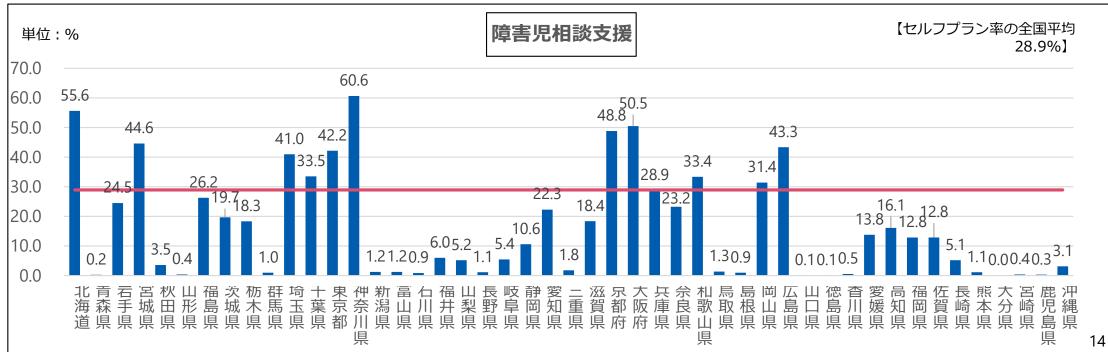
- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者(単身生活を開始した者、開始しようとする者)
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- •医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等(矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等)
- •医療的ケア児
- •強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者(養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等)







「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ(概要)

趣旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、 有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅 広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。(平成28年3月から7月まで計5回開催)

とりまとめのポイント I ~相談支援専門員の資質の向上について~

(人材育成)

① 基本的な考え方について

・ 相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

② 人材育成の方策について

- ・ 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討するべき。
- ・ 研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員(仮称)」の 育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修(OJT)を組み込むべき。

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員(仮称)」について

- ・ 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談 支援の質の確保を図る役割が期待されており、基 幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- ・ 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定する など、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

・ 障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

⑤ 障害児支援利用計画について

- ・ 障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。
- ・ 市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の 習得に努めるべき。

① 相談支援の関係機関の機能分担について

- 基本相談支援を基盤とした計画相談支援、一般的な相談支援、体制整備や社会資源の開発等の役割について、地域の実情に応じて関係機関が十分に機能を果たすことが必要である。そのためには、協議会等が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要がある。
- 市町村は、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められており、この 点は相談支援事業者に委託する場合であっても同様であることに留意するべき。

② 基幹相談支援センターの設置促進等について

- ・ 基幹相談支援センターの設置促進に向け、市町村において、障害福祉計画の作成等に際して相談支援の提供体制の確保に関する方策を整理し、地域の関係者と十分議論することが重要。仮に基幹相談支援センターの設置に一定期間を要する場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割をどのような形で補完するか市町村において整理するべき。
- ・ 都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべき。

③ 相談窓口の一元化等について

- ・ 相談支援の関係機関の相談機能の調整にあたっては、必要に応じて地域包括支援センター等との連携や相談窓口の一元化なども視野に入れ、地域の相談体制を総合的に考える視点も必要。
- こうした取組を進めるにあたっては、すでに一部の地域で先駆的に実施されている取組状況を広く横展開することが有効。
- 総合的な相談窓口は必要であるが、一方で身近な窓口や専門的な相談機関も求められている。いずれの場合でもワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、関係機関間での連携強化を図るなど、各自治体において適した取組を考えるべき。

4 計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について

- ・ 計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的に実施することが重要である。
- ・ 特に高齢障害者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないよう相談支援専門員による十分なモニタリングを実施し、その 結果を介護支援専門員によるアセスメントにもつなげるべき。
- ・ 相談支援専門員一人が担当する利用者の数もしくは一月あたりの対応件数について、一定の目安を設定することも相談支援の質の確保にあ たっては必要。また、地域相談支援についても、障害者の地域移行を促進する観点から、計画相談支援との連携をより一層有効に進めるべき。
- ・ 障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。

○機能強化段階別基本報酬の創設(計画相談支援、障害児相談支援)

- 〇令和3年度報酬改定により、<u>従来の特定事業所加算を廃止</u>し、<u>その要素を取り込んだ段階別基本報酬を創設</u>する。
- ○従来の特定事業所加算(II)及び(IV)については平成33年度までの経過的措置としていたが、これに該当する段階を継続。
 - ※特定事業所加算Ⅱが機能強化Ⅰ、特定事業所加算Ⅲが機能強化Ⅱ、特定事業所加算Ⅳが機能強化Ⅲに相当。
- ○常勤専従職員の配置を更に促進するため、従来より要件緩和した報酬区分を創設(機能強化Ⅳ)。
- 〇従来の特定事業所加算(I)の要件である主任相談支援専門員については主任相談支援専門員配置加算として配置を独立した要件として評価。

機能強化型基本報酬算定要件	I	I	Ш	IV
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	0	_	_	_
(1)-② 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	_	0	_	_
(1)-③ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	_	_	0	_
(1)-④ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が常勤かつ現任研修修了者であること。	_	_	-	0
(2) 24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	0	0	_	_
(3)-① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。	0	0	0	0
(3)-② 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施していること	0	0	0	0
(3)-③ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援 を提供していること	0	0	0	0
(3)-④ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	0	0	0	0
(4) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること	0	0	0	$\overline{\bigcirc}$

※相談支援専門員については、同一敷地内にある指定一般相談支援、指定障害児相談支援、指定自立生活援助の各業務を兼務した場合でも常勤専従とみなす。

※機能強化型 I ~皿における常勤専従者の内 1 名(現任研修修了者 1 名を除く)は、業務に支障がない場合については同一敷地内における他事業の兼務を可とする。

※現任研修修了者とある箇所については、主任相談支援専門員であっても可である。

○複数事業所の協働

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築することを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で事業所の体制確保することを可能とする。

【協働が可能な事業所の要件】

以下の2点を満たす任意の相談支援事業所間で協働可。

- ① 同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所間で
- ② 全ての事業所が常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置



【体制を協働で確保可能なこと】

- ① 人員体制の確保
- ② 24時間の連絡体制の確保

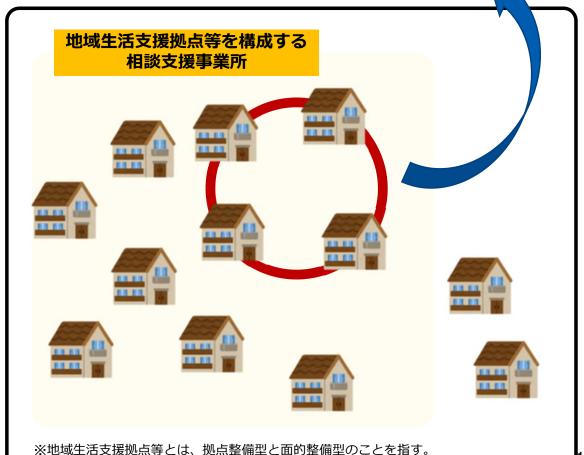
【協働する事業所間で実施しなければならないこと】

- ① 協定の締結
- ② 協働体制(協定の内容)が維持できているかどうかの確認(月1回)
- ③ 全職員の参加するケース共有会議、事例検討会の開催(月2回以上)

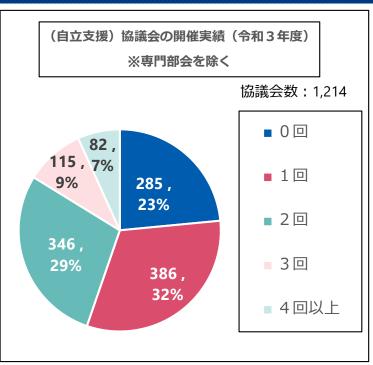
【協定を結ぶ必要がある内容】

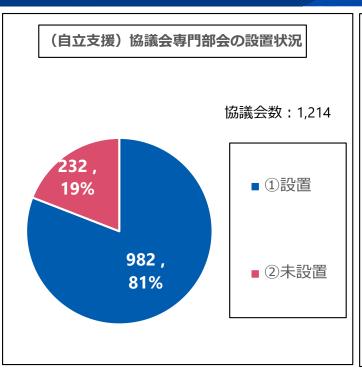
協定の締結年月日、協定を締結する事業所名、協定の目的、協働により確保する体制の内容、協働体制が維持されていることの確認方法、協働する事業所の義務、協定が無効や解除となる場合の事由や措置、秘密保持、協定の有効期間

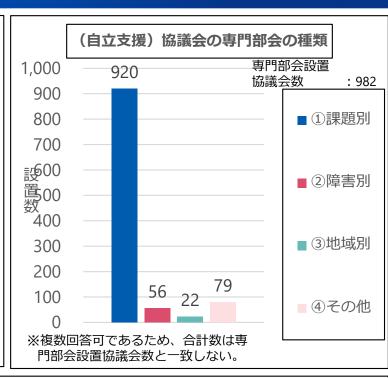
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2 問32 ※VOL.5 (令和3年6月29日) で一部訂正

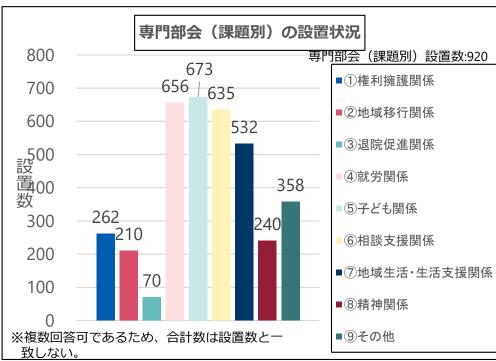


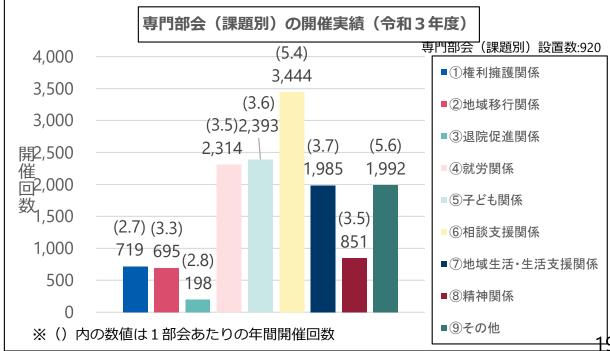
(自立支援)協議会 専門部会について



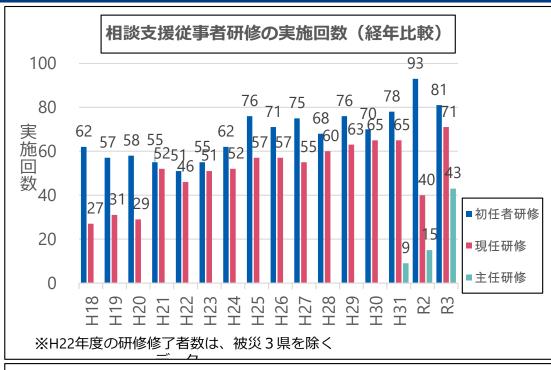




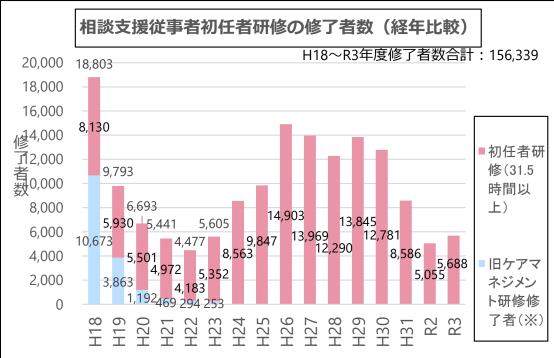




相談支援従事者研修研修について

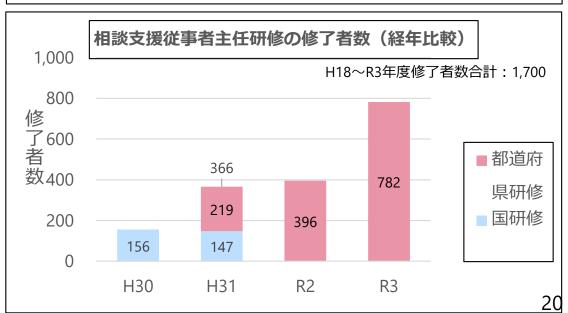




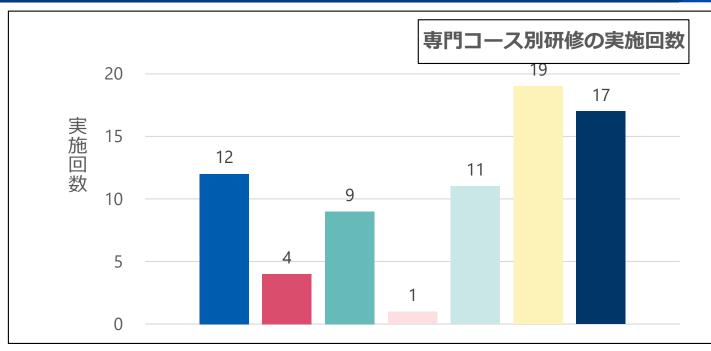


※旧ケアマネジメント研修修了者を対象とした研修(6.5時間以上)修了者(23年度まで実施)

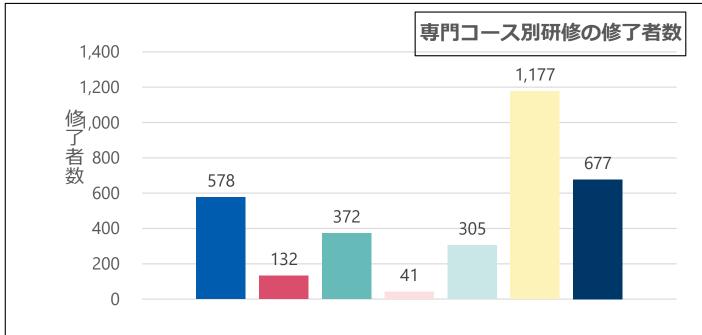
※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。



専門コース別研修について(令和3年度)



- ■①障害児支援
- ■②権利擁護・成年後見制度
- ■③地域移行・定着、触法
- ④ セルフマネジメント
- ■⑤スーパービジョン・管理・運営
- 6意思決定支援
- ■⑦標準カリキュラム以外

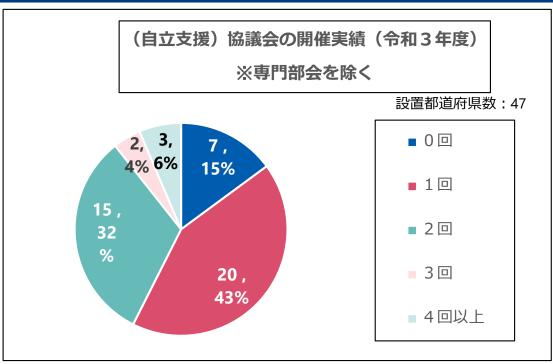


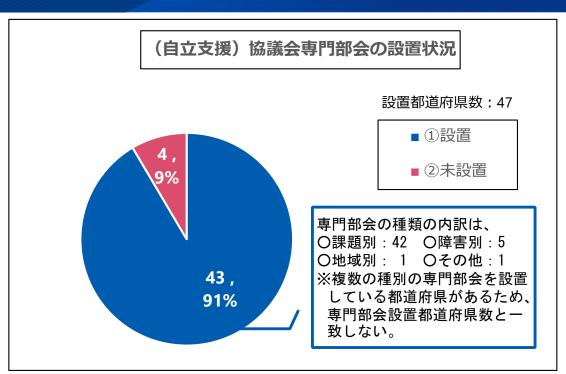
- ■①障害児支援
- ■②権利擁護・成年後見制度
- ■③地域移行・定着、触法
- ④ セルフマネジメント
- ■⑤スーパービジョン・管理・運営
- 6意思決定支援
- ■⑦標準カリキュラム以外

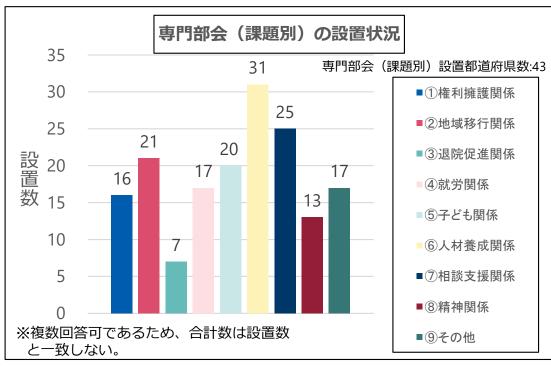
※①~⑤については、相談支援従事者研修に設定

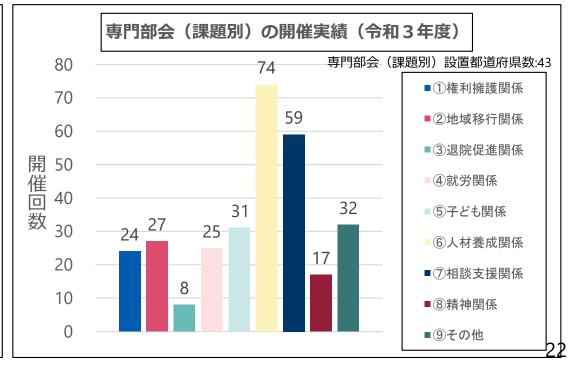
※⑥については、相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修共通コースとして設定

(自立支援)協議会 専門部会について

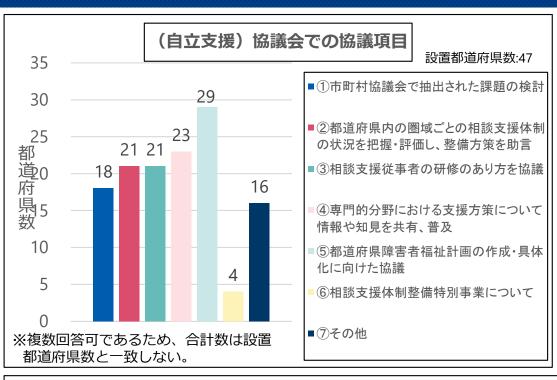


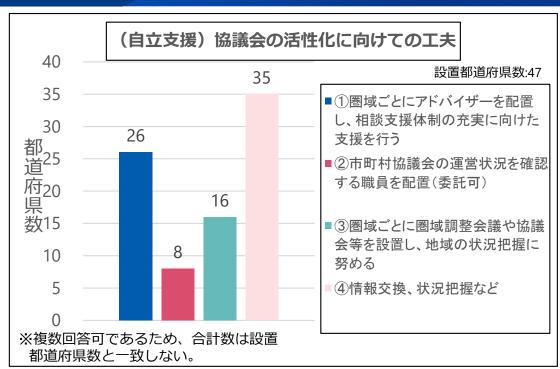


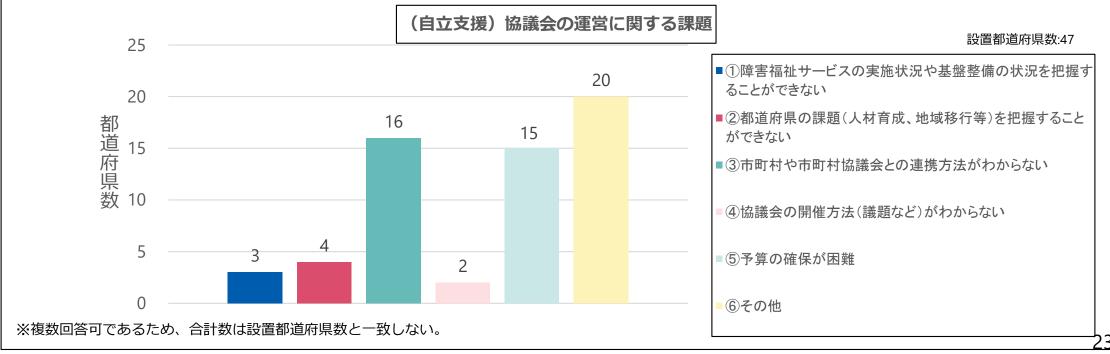




都道府県(自立支援)協議会について







まとめ - これから地域で取り組むこと

●求められる役割を果たすために必要な相談支援専門員は足りているか

- ・事業所の数より人の数に視点を向ける + 人数と同時に役割を果たすために必要な人が配置できるかに視点を置く ←相談支援に関する事業等の複雑化は充実・強化(≒必要な人材・人員の確保策)策積み重ねの産物
- ⇒ さらに必要な相談支援専門員の確保が必要な場合、どうすればよいか。
 - ・障害福祉サービス等を利用する者の相談支援については、給付費(義務的経費)を活用する。※モニタリング頻度 相談支援事業所の一定の大規模化を図る。

難しい場合には地域での協働体制を模索する。(体制構築は官民で共に考える) 見守りが必要な者については、自立生活援助や地域定着支援を活用する。 地域移行支援に該当する者については、地域移行支援を活用する。

機能強化型基本報酬を算定するには、質の向上のための取組が要件となる。

・独自の財源・交付税はそれ以外の住民に対する相談支援に充てる。

「委託相談」の広さを狭める決断も重要、他分野と協働して「地域の(福祉の)相談体制」を創ることも視野に入れる。

- ・相談支援体制の充実・強化、地域づくりは基幹相談支援センターの役割と明確化。補助金の活用
- ●相談支援専門員が「その期待される役割を果たし」「よい仕事をする」ためは、どうすればよいか。
 - ・相談支援は本来自治体がすべき業務と整理されていたり、支給決定(行政処分)の根拠の一部をなす特に公共性の高いもの
 - →地域で「めあわせ」をしてゆくことが必要 →地域で共に考えたり検証することが必要
 - ⇒各セクターが水平の立場で実施することがポイント【支援者支援・OJTも併せて行うこと】
 - ※この体制作りと相談支援従事者養成研修の実習の実施体制を連動させる(実習を体制づくりのきっかけに)
- ●地域住民の相談ニーズを受け止めきれているか。
 - ・住民にとってわかりやすい窓口の設置や「来た」相談の受け止めに加えて、アウトリーチの視点も重要。
 - ・障害福祉分野としての専門性の確保と「総合的」「包括的」な相談支援体制の両面から。

相談支援の今後の方向性



2.1 令和 4 年障害者総合支援法等一部改正の全体像

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実 [障害者総合支援法、精神保健福祉法]

- ① 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域 生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの 者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. **障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進**【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労二ーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率に おいて算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 [精神保健福祉法]

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、 医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」 を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道 府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 [難病法、児童福祉法]

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の 連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備 【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】 障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他 【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

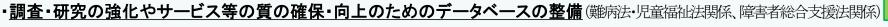
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

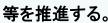
障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

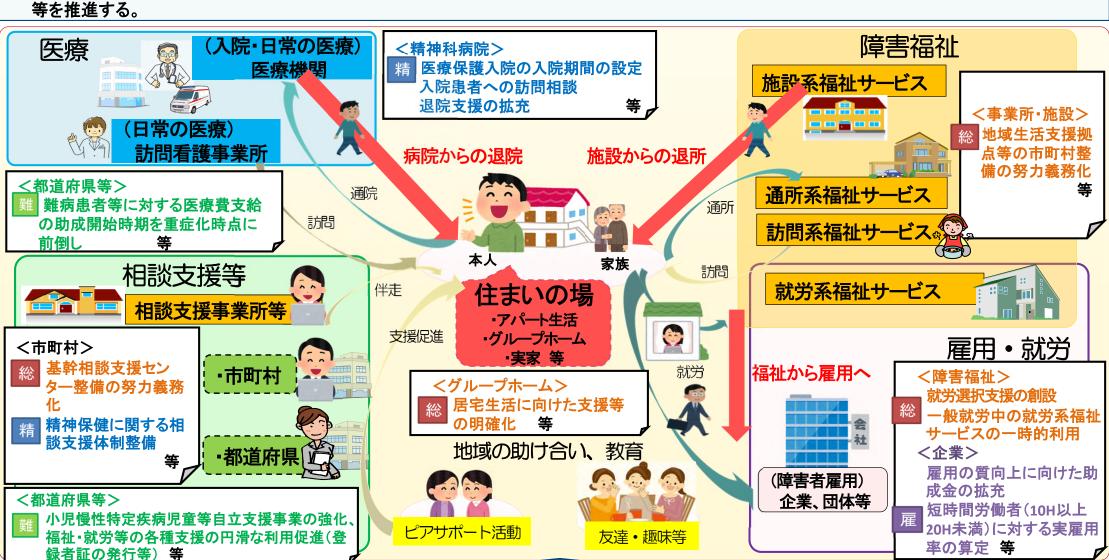
- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことが できる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、
 - ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実(障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係)













令和4年障害者総合支援法等一部改正について

2.2 相談支援に係る改正事項と地域の相談支援体制整備

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

※令和6年4月1日施行

○ 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項) (一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))



③④が主要な

「中核的な役割」

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的 とする施設。※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)·成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 (身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)

個別支援(特にその対応に 豊富な経験や高度な技術・ 知識を要するもの)

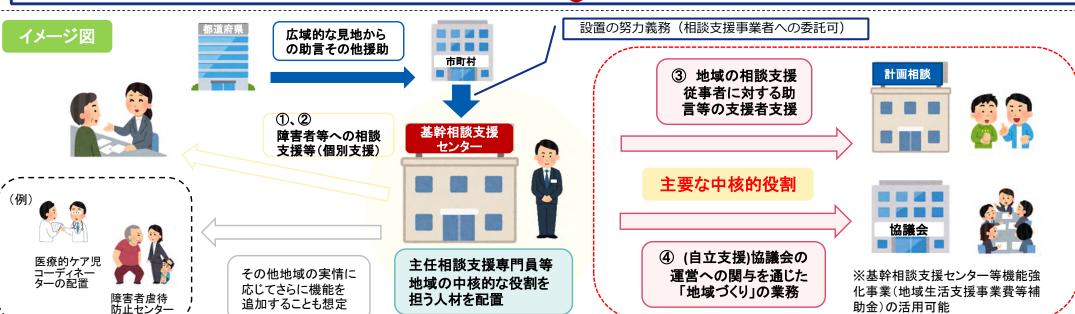
③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する 運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)

④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

また、都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助 **言その他援助を行うよう努めるものとされている。 (同条第7項)∰**



基幹相談支援センター

位置づけ

機能(業務・役割)

財源

地域の相談支援の

中核的な役割

基幹相談支援センターのコア機能

地域の相談支援体制の強化の取組

相談支援事業者への指導、助言 く育成(事業者支援と支援者支援)と質の担保・向ト>

「地域づくり」

- ・協議会を通じた関係機関等の連携緊密化
- ・その他、関係機関との連携強化等

補助金を 活用可

基幹相談支援センター等機能強化事業 (地域生活支援事業等補助金)

市町村による 住民に対する 個別の相談支援 ・市町村相談支援事業と重複する機能

総合的な相談支援

・市町村が行う一般的な相談支援

原則は 交付税

管内の相談支援体制全体で様々な形が考え得る

基幹相談支援センター にさらに追加すること も想定される機能 (業務・役割)

- ○虐待防止センター
- ○医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ○地域生活定着支援センターとの連携強化事業担当者の配置
- ○地域生活支援拠点等の役割を追加
 - ★地域生活支援拠点等コーディネーターの配置

上記とは 別途財源 を確保す る必要性

地域に必要な相談支援の機能と事業の役割(イメージ)

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。

相談支援の機能

機能の担い手

市町村障害者

相談支援事業

地域の相談支援の中核的な役割

地域の相談支援体制の強化の取組

・相談支援事業者への指導、助言 <育成(事業者支援と支援者支援) と質の担保・向上>

「地域づくり」

- ・協議会を通じた関係機関等の連携緊密化
- ・その他、関係機関との連携強化等

障害福祉サービス利用者以外

- ・市町村が行う一般的な相談支援
- ★基幹相談支援センターが一元的に実施する場合や本事業のみを委託事業者等が実施する場合、総合相談窓口として運用する場合、機能や地域により複数の窓口を設置する等、地域の実情に応じて様々な形があり得る。

基幹相談支援センター



談支援事業所に委託可。

基幹相談支援センターの範囲に該当する地域の相談支援の中核的な役割や熟練や高度な技術・知識を要する個別支援の担い手としては主任相談支援専門員の活躍が期待される。

住民に対する個別の相談支援

障害福祉サービス利用者

計画相談支援障害児相談支援

地域相談支援

- ●基幹相談支援センターと市町村相談支援事業は指定相
- ●委託を受ける場合、事業者は計画相談の実施体制とは 明確な切り分けが必要



成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

現状

令和5年1月23日社会保障審議会障害者部会 資料1-2

- 〇 指定特定·指定障害児相談支援事業所は、令和3年4月1日時点で11,050箇所、従事する相談支援専門員の数は25,067人となっており増加傾向にある。一方、相談支援事業所の更なる資質の向上や各相談支援事業の一層の充実を求める声がある。
- 基幹相談支援センターの設置市町村は、令和3年4月1日時点で50%(873市町村・1,100箇所)にとどまっているほか、設置済みの場合であっても地域の中核的な役割を担う機関としての機能が充分果たせていないセンターがある。
- 協議会はほぼ全ての市町村及び全ての都道府県に設置されているが、具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度 等は様々であり、形骸化を指摘する声がある。
- 〇 令和4年の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から以下の内容が施行予定。
 - ・基幹相談支援センターについて、市町村における設置の努力義務及び地域の相談支援事業者への助言等の役割を明記
 - ・協議会について、個別事例に関する情報共有を明記し、参加者の守秘義務や関係機関の情報提供等の努力義務を設ける

成果目標(案)

- 基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加えて、相 談支援事業者に対する専門的な助言や研修などによる地域の相談支援体制の強化、協議会の中心的な役割を担うなど関係機関 等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割についても期待される。
- 協議会については、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく重要な役割を担っている。
- 上記の観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の 連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)す るとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
 - ※基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これら の取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。(新規)

令和4年障害者総合支援法等一部改正について

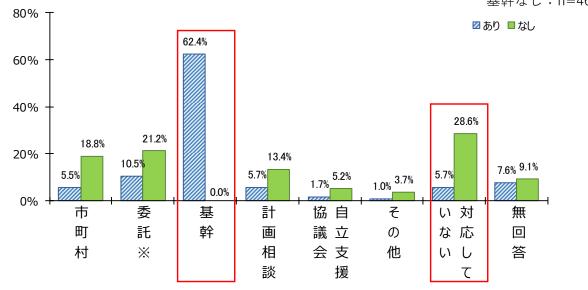
2.2.1 基幹相談支援センターの設置促進

市町村における人材育成に係る取組の実施状況

計画相談支援の推進(専門性が高いケースの計画面談実施、スーパーバイズ等)

基幹あり: n=420

基幹なし:n=462



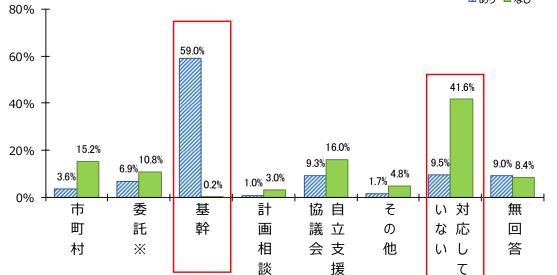
地域の相談支援事業所への支 援(支援者支援等)は、基幹 相談支援センター設置自治体 ではその役割を担う基幹相談 支援センター62.4%ある。基 幹相談支援センター未設置自 治体では「対応していない」 回答が28.6%ある。

地域の相談支援に関わる人材育成(研修の企画・実施等)

基幹あり: n=420

基幹なし:n=462

☑ あり ■ なし

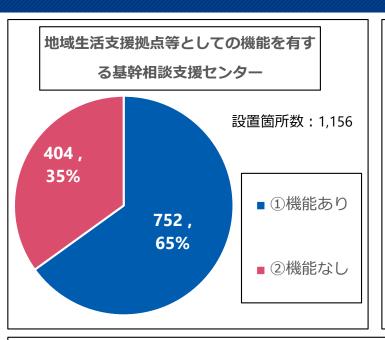


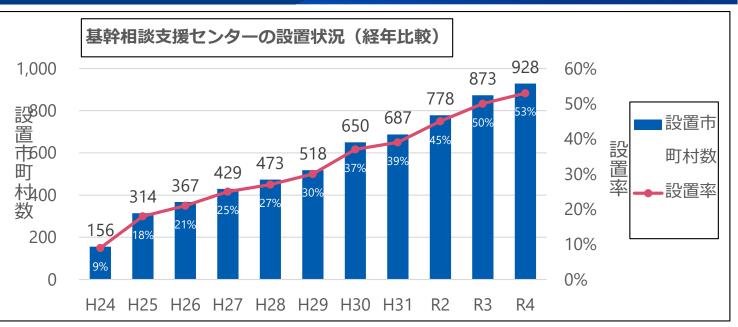
研修の企画・実施等の人材育 成の取組は、基幹相談支援セ ンター設置自治体ではその役 割を担う基幹相談支援セン ターが59.0%ある。基幹相談 支援センター未設置自治体で は「対応していない」回答が 41.6%ある。

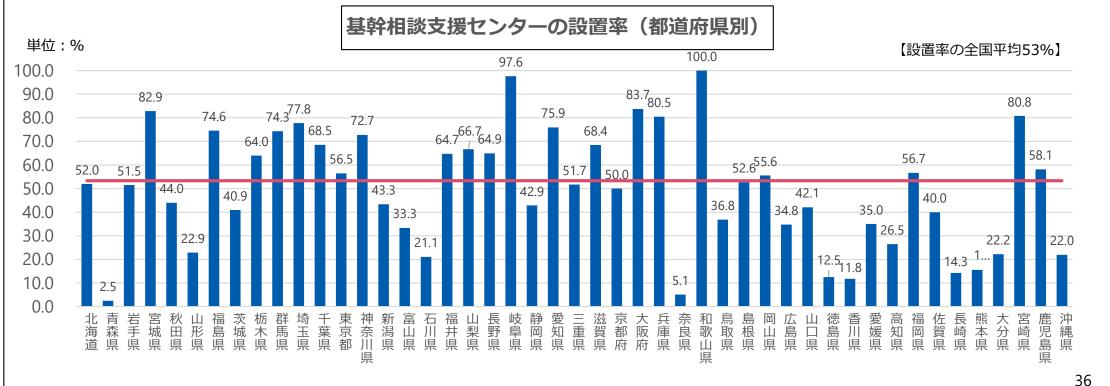
(令和2年度障害者総合福祉推進事業

「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調 查 | 報告書 実施:一般社団法人北海道総合研究調査会)

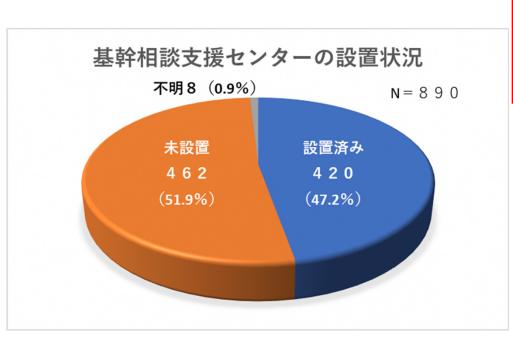
※委託:市町村相談支援事業を受託している相談支援事業所 基幹相談支援センターは基幹、指定特定相談支援事業所は計画相談と表記







人口規模別にみた基幹相談支援センターの設置状況



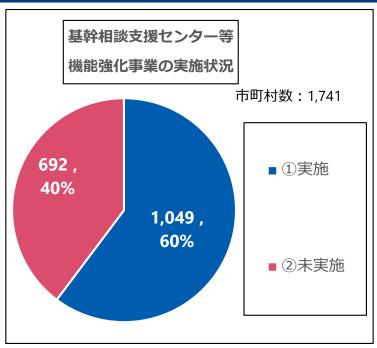
人口規模		センターの 設置あり	センターの 設置なし	不明	合計
1万人未満	件数	84	130	2	216
	割合	38.9%	60.2%	0.9%	100.0%
1万人以上~	件数	144	207	4	355
5万人未満	割合	40.6%	58.3%	1.1%	100.0%
5万人以上~	件数	67	81	1	149
10万人未満	割合	45.0%	54.4%	0.7%	100.0%
10万人以上~	件数	63	26	1	90
20万人未満	割合	70.0%	28.9%	1.1%	100.0%
20万人以上~	件数	46	13	0	59
50万人未満	割合	78.0%	22.0%	0.0%	100.0%
50万人以上	件数	16	5	0	21
	割合	76.2%	23.8%	0.0%	100.0%
合計	件数	420	462	8	890
	割合	47.2%	51.9%	0.9%	100.0%

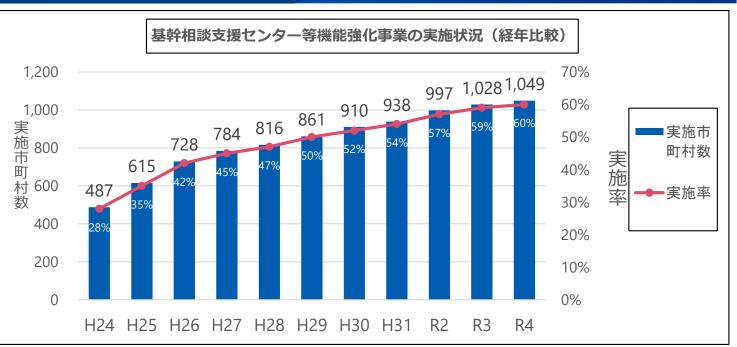
(令和2年度障害者総合福祉推進事業

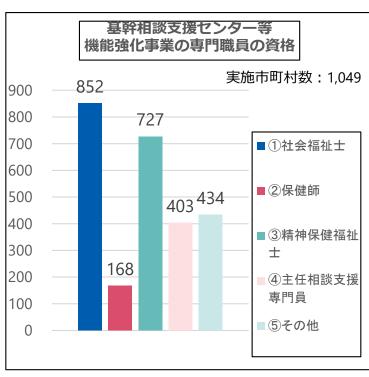
「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査」報告書

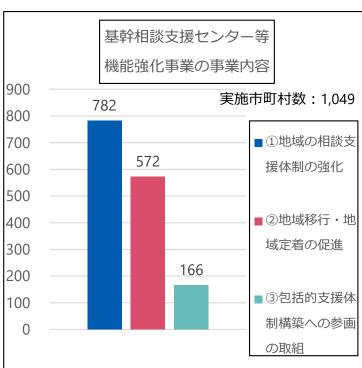
実施:一般社団法人北海道総合研究調査会)

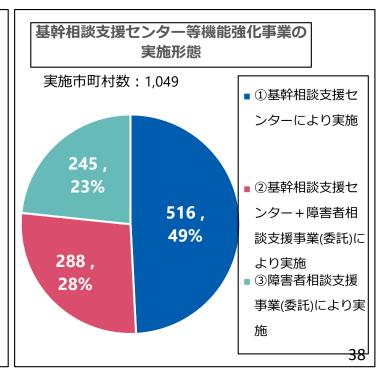
基幹相談支援センター等機能強化事業について











令和4年障害者総合支援法等一部改正について

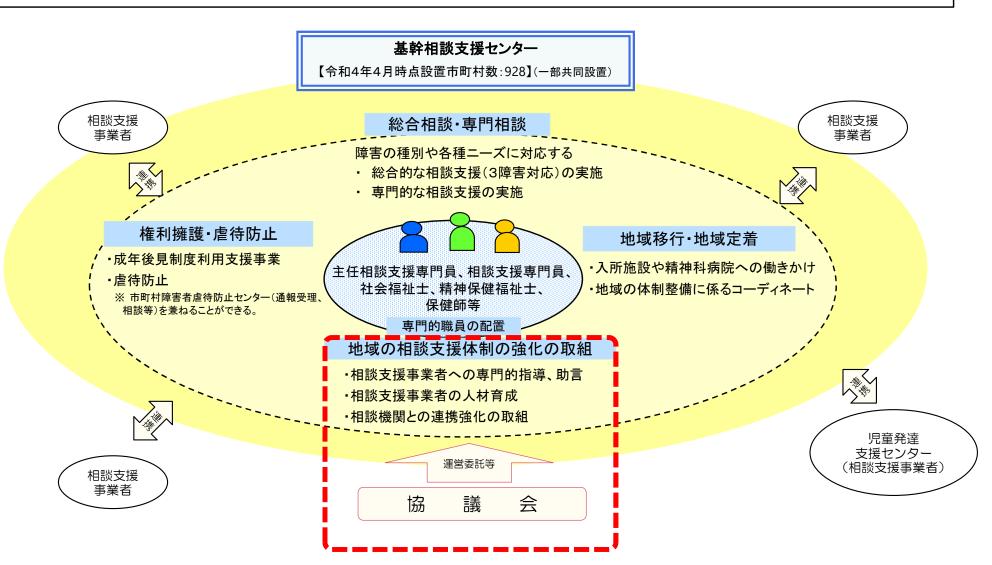
2.2.2 基幹相談支援センターの地域の相談支援体制における中核的な役割と(自立支援)協議会に係る改正事項

基幹相談支援センターの役割のイメージ(現行)

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定 着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



令和4年障害者総合支援法等一部改正について 基幹相談支援センターの地域の相談支援体制における中核的な役割と(自立支援)協議会に係る改正事項 I

相談支援の質の向上に向けた取り組み - 人材育成を核とした相談支援体制整備 -

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて

~社会保障審議会 障害者部会 報告書(Ⅲ各論点について 5. 障害福祉サービスの質の確保・向上)~

<事業所間の学び合いにより地域全体として支援の質を底上げする仕組み>

- 専門的な知見も踏まえたより質の高い支援や、地域ニーズを踏まえた支援が行われているかという観点から、それぞれのサービス内容に通じた専門的な知見を有する者が参画する仕組みが馴染むサービス類型もあると考えられる。特に、通所系・訪問系サービスにおいては、地域の事業所が協働して、中核となる事業所等が中心となって、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、互いの効果的な取組を学び合いながら、地域全体として支援の質の底上げを図る仕組みを検討することが必要である。この仕組みの検討に当たっては、適切な主体が中核となって実施することが必要であり、その担い手の一つとして、(自立支援)協議会の活用も有効と考えられる。
- 具体的には、障害児通所支援においては、今通常国会に提出された児童福祉法改正法案において、児童発達支援センターは地域の障害 児支援に関する中核的な役割を担うこととされている。こうした枠組みを活用し、児童発達支援センターにおいて、各事業所における自 己評価・保護者評価の結果を集約し、各事業所とともに、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、互いの効果的な取組を学び合いなが ら、より良い支援の提供につなげていくことを検討することが必要である。
- また、計画相談支援及び障害児相談支援については、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の作成等を通じて利用するサービスの種類や量の決定に関与するなど、障害者の生活全般に影響を及ぼすこと等から、すでに地域で協働して(基幹相談支援センター等が中心となって)業務やプランの点検(プロセス評価)等に取り組みつつあるところであり、引き続きこうした取組を推進していくことが必要である。
- <利用者・地域のニーズに応じたサービス提供であるかという観点からの評価の仕組み>
- 利用者本人の希望やニーズに応じたサービス提供を行うことは、全ての障害福祉サービス等における支援の基本であり、児童発達支援 及び放課後等デイサービスについては、すでに事業者の自己評価及び利用者(保護者)評価を指定基準上義務付けており、実施しなかっ た場合の報酬減算によるペナルティも設けるとともに、評価ガイドラインも示している。このような利用者評価については、全ての障害 福祉サービス等において重要なものと考えられ、将来的には、指定基準において実施を求めていくことが望ましい。
- ただし、利用者評価についても、評価の参考とするための評価基準をサービス類型ごとに示すことが必要であり、サービスごとに順次 検討し、対象を拡大していくことが適当である。その際、まずは上記のとおり、グループホームや障害者支援施設について検討する「地 域連携運営会議(仮称)」方式の一環として、利用者からの評価についても当該会議の議題として取り上げることを想定し、検討してい くことが必要である。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制強化の取組

法律への明記 (障害者総合支援法77条の2第1項第3号)

「地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援 事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助 を行う業務」

地域の相談支援従事者に対する助言等の支援

- ○地域の相談支援従事者に対する助言等の支援
 - 支援者支援
 - 事業所支援
 - 支援(業務)の検討・検証



支援の質の均てん化、向上

【協働の基盤】関係性の構築

- ①共通の知識と認識(理解)のもと
- ② 共に考える
- ① 支援の検討・検証の場の設置・運営
- ② 事業所の訪問等による事業所・相談支援専門員個別への支援

OJTが基本

スーパービジョンの重視

自治体・地域との協働

自治体・基幹相談支援センターに発出すると

自冶体・基幹相談文援センターに発出すると ともに活用法も丁寧に伝達することを検討中

- 【現時点で参考となるもの】
- ① 令和3-4年度厚生労働科学研究「障害分野の研修及び実地教育(OJT)の効果の検証及び効果的な実施のための要因解明のための研究」
- ② 令和2年度厚生労働科学研究特別研究「相談支援専門員に対する実地教育に従事する者のコンピテンシーの検証」
- ③ 令和元年度厚生労働省委託事業「基幹相談支援センター等における市町村によるモニタリング結果の検証手法等に関する手引」

主任相談支援専門員養成研修+α

「助言・指導」の価値観の問い直し

水平性の追求・支援者も本人主体

相談支援の質と中立公正性の地域での担保

「相談支援の手引き(仮称)」

「地域での0JT実施マニュアル(仮称)」 「相談支援従事者養成研修の実習実施(受

入)マニュアル(仮称)」

地域の相談支援体制の強化に向けた報酬や事業の活用



【地域での取組について】 (主に)場に参加する・育成に協力する

計画相談支援・障害児相談支援

質の向上のための取組を実施している事業所に 対する報酬上の評価を充実

●機能強化型基本報酬 (I) ~ (IV)

複数事業所の協働体制の活用

- ・新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修 了した相談支援専門員・主任相談支援専門員の同行による研修を実施している こと。
 - ※複数事業所の協働により体制を確保する場合は、他事業所の相談支援専門員に対しても要実施。
- ・基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること等。

●主任相談支援専門員配置加算

・常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を行う体制を確保した場合に算定可(事業所外の従業者に対しては告示上任意だが、対象となる従業者が当該事業所に不在の場合は必須)。

●地域体制強化共同支援加算

・地域生活支援拠点等である事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有を行い、他事業者と共同で利用者等に対応し、協議会に報告した場合に算定可。

相談支援従事者養成研修カリキュラム改定 ⇒実習の必須化 ※より業務実施地域に近いところでの小規模分散化した演習の実施 主任相談支援専門員の創設



【地域での取組に対し】 機会や場を作る・継続的に実施する

自治体・基幹相談支援センター

地域の相談支援体制の強化の取組を実施する 体制を整備し、継続的に取組を実施

●第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(基本指針)

- ・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化 等に向けた取組の実施体制を確保する(成果目標)。活動指標は以下の3点。
 - ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
 - ②地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
 - ③地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

●基幹相談支援センター等機能強化事業

・上記は基幹相談支援センター等機能強化事業のメニューのひとつであり、市町村は基幹相談支援センターの設置や機能の見直しを適宜検討する必要。

令和4年障害者総合支援法等一部改正について 基幹相談支援センターの地域の相談支援体制における中核的な役割と(自立支援)協議会に係る改正事項 II

「地域づくり」と(自立支援)協議会

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた(自立支援)協議会の機能と構成

(自立支援)協議会の役割・機能(障害者総合支援法89条の3関係)

令和6年4月1日施行

地域の状況を反映した、現に住民が直面している 課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への<mark>適切な支援に関する情報</mark>及び支援体制に関する課題について<mark>の情報</mark>を共有し、関係機関 等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

- 新② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じるこ - とについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- **新**③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。 (第5項新設)
 - * 今回改正により、社会福祉法(重層的支援会議等)・生活困窮者自立支援法(支援会議)・介護保険法(地域ケア会議)と同旨の規定をもつものとなった。(第3項~第6項)

(※)協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援) 協議会は、地域の関係者が 1 障害福祉計画・障害児福祉計画 協議会の機能 集まり、個別の相談支援の**事例を通じて** 関係機関は例示 明らかになった本人・家族・地域の課題 連携強化 を共有し、その課題を踏まえて地域の 相談支援や 行政機関 地域課題の抽出 サービス基盤の整備を着実に進めていく サービス等の評価 社会資源の改善・開発 役割を担っている。 民 **障害保健福祉圏域等** 都道府県協議会 市町村協議会 複数自治体での共同設置可 地域保 本人 参画 (家族) 就労支援部会 権 地域移行部会 人材育成部会 事務局会議 事務局会議 こども部会 連絡会議業 利擁護部会 情報提供や 意見の表明 相 事例の報告等 就労支援 サービス 福祉サービス 専門部会(例) 専門部会(例) 事務局機能 事業者 46 市町村+基幹相談支援センター

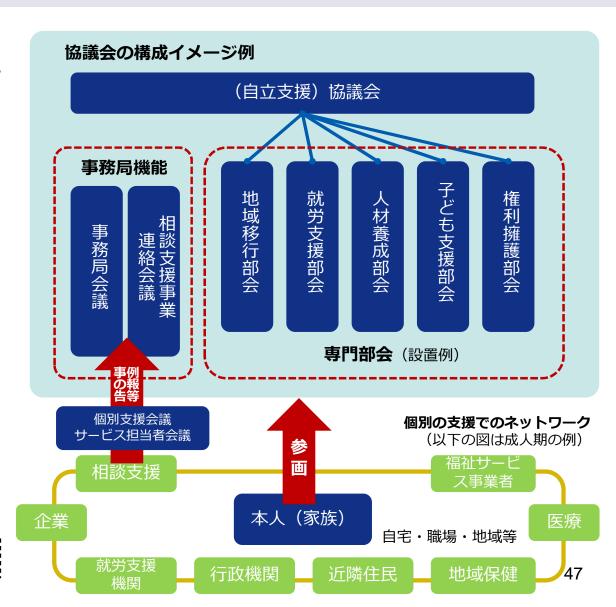
市町村協議会の主な機能

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の**事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課** 題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ・地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の 把握
- ・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に 応じた報告
- ・市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作 成する事業運営等の評価
- ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会等の設置、運営 等

¦「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に ・ 規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)



基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

法律への明記 (障害者総合支援法77条の2第1項第4号)

令和6年4月1日施行

「第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務」

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等の支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(「関係機関等」)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

これらは相互に関係

- ① (自立支援)協議会の運営に参画し、市町村と協働
- ・当然のことながら<u>「地域づくり」の活動は幅広いものが想定される</u>が、障害者総合支援法では、<mark>その活動の</mark> 核として、協議会を通じた「地域づくり」に参画することについてを規定。
- ② ((自立支援)協議会の) **基盤となる「地域づくり」の活動** マクロ
 - <mark>-・管内の(特に計画相談支援)相談支援事業所のバックアップ等を通じた活動(ミクロ〜メゾのつなぎ)</mark>
 - 連携: 関連分野の多職種連携・他分野等の連携・地域住民との連携・広域連携
 - ・課題・テーマ別の取組の推進

基幹相談支援センターが行う「地域づくり」

基幹相談支援センターが行う「地域づくり」例

- (自立支援)協議会の運営に参画し、市町村等と協働
 - ① 計画相談支援事業所・市町村相談支援事業の担当者等と連携し個別の課題を検討し、地域の 課題を抽出。【事務局会議・相談支援部会等】
 - ・計画相談支援・障害児相談支援事業所の地域づくりの取組や協議会への参画を推進。
 - ※機能強化型基本報酬(複数事業所の協働体制)や地域体制強化共同支援加算の活用
 - ② 整理した課題について、専門部会等で検討すると共に、実際の課題解決に向けた取組を推進。
 - ・資源の開発は新規創発だけでなく、既に地域にあるものに障害者等がアクセスできるようにする等の改善も重要であるとともに、必要な関係者に主体的に参画してもらえるようにする働きかけと当事者を含む関係者の(小さくとも)成功体験の積み重ねが重要。そのためにも進捗管理や振り返り(評価)が重要。
 - ③ 連携:他分野等との連携・地域住民との連携・広域連携
 - ・障害福祉サービス事業所のみならず、保健・医療・教育・就労等のライフステージにも応じた様々な関係機関、広域の(専門的)支援機関との連携や地域住民等も含めた取組の推進。都道府県協議会との連携。
 - ・他法他施策による相談支援との連携や重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の包括的支援体制整備、地域共生社会の実現に向けた取組の検討・参画。
 - ④ 計画的な体制整備
 - ・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定への関与や進捗管理・評価。

都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- ・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の 評価・助言
- ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザー の職種や人員等に関する協議
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
 - ・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
 - ・ 専門部会等の設置、運営 等
- ※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村 協議会から報告のあった課題等に留意すること。

実施要綱

都道府県相談支援体制整備事業の概要

目的 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

事業内容

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助 例:権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源(インフォーマルなものを含む)の点検、開発に関する 援助等

アドバイザー

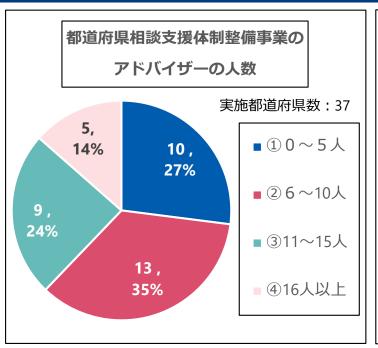
- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

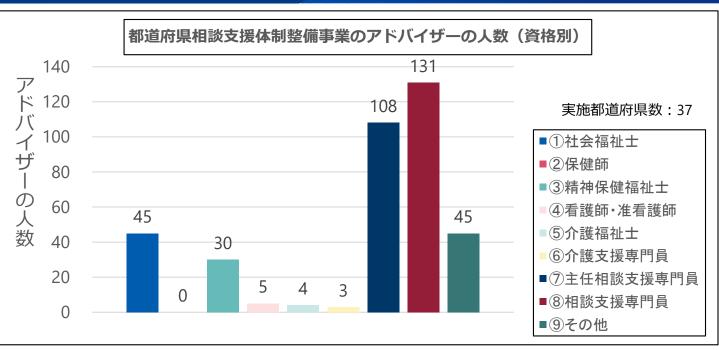
留意事項

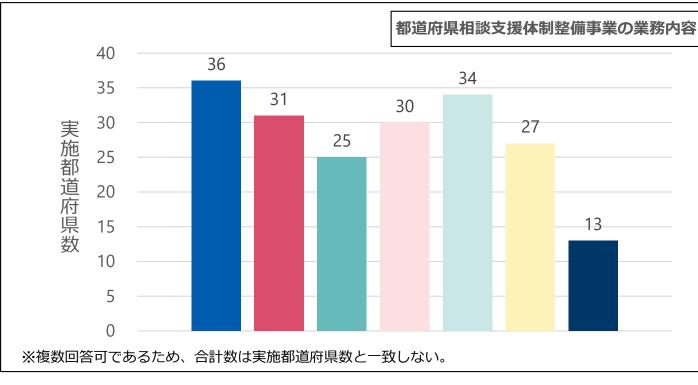
都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に 規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)

都道府県相談支援体制整備事業について







- ■①地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ■②地域では対応困難な事例に係る助言
- ③地域における専門的支援システムの立ち上げ援 助
- ④広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に
- 向けた体制整備への支援
- ■⑤相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ⑥地域の社会資源(インフォーマルなものを含
- む) の点検、開発に関する援助
- ■⑦その他